

(請 求 人) 様

湧別町監査委員 水 野 豊

湧別町監査委員 下 田 英 人

住民監査請求の却下について (通知)

令和 6 年 5 月 27 日付けで提出のありました湧別町長刈田智之氏に係る告訴措置請求につきましては、下記のとおり地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適格であるため却下します。

記

第 1 請求の要旨

令和 5 年 10 月 16 日に実施された新庁舎建設等基本計画策定業務委託の入札において、湧別町長刈田智之氏が予定価格を株式会社久米設計に漏洩し、同社に便宜を図り、北海道の定める最低制限価格 60%を下回る価格で落札できるよう関与したものと見られる。

刑法 96 条の 6 の競争入札行為の妨害で、湧別町長刈田智之氏を遠軽警察署長に告訴する措置を請求する。

第 2 却下の理由

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求は、地方公共団体の執行機関または職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限ることとし、当該地方公共団体の損害の防止、補てんを目的とするものである。

請求にある刑法による告訴は、地方自治法に規定する住民監査請求にて判断するものではないことから、住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。